

六

人・護人等にも認めて(四六七)、正式裁判を求め得る途を廣くした。

### 第七編 裁判の執行

現在の規定に対して重要な変更を加えた点はないが、死刑の執行について、いままでは、判決確定後一定の期間内にその執行をしなければならないというような規定はなかつたが、確定判決を尊重しなければならぬという趣旨から一應六箇月の期限を設けることとしたこと(四七五)及び貧困者のため訴訟費用の負担を免除する途を開いたこと(五〇〇)の二点が主な改正である。

### 私 訴

附帯私訴の制度は、これを廃止することとした。附帯私訴も実益のない制度ではないが、一般的にいつて余り利用せられることがなく、又刑事裁判の迅速性に障害ともなり、更に裁判官の専門化の傾向のある今日、民事訴訟はやはり民事訴訟の手続によつて充分整理するのを妥当と考へ、廃止することとしたのである。

以上で一應の御説明を終ります。なお、詳細の点は御質問に應じ、又は隨時申し上げることといたします。

### 国会修正部分の説明

刑事訴訟法を改正する法律案は、昭和二十三年五月十六日第二回国会に提出され、衆議院及び参議院において賛成にわたる修正がなされ、兩院協議会を経て、同国会の最終日たる同年七月五日夜漸く成立をみるに至つたものである。檢察官の提案説明は、政府原案によつてゐるのぞ、次に、国会の修正部分を摘記して、簡単な説明を加える。

なお、改正法、即ち新刑事訴訟法は、同年七月十日法律第五十二号として公布された。施行は、同二十四年一月一日からである。

#### 一、衆議院の修正

- (1) 第三十三條を次のように改める。

被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

- (2) 第三十四條を次のように改める。

前條の規定による主任弁護人の補選については、裁判所の規則の定める正しくはする。

六

(説明) 原案第三十三條は「被告人に數人の弁護人があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、その一人を主任弁護人とする。但し、地方裁判所においては、弁護士でない者を主任弁護人とするはできない。」といふのであり、同案第三十四條は「主任弁護人は、裁判所の規則の定めるところにより、弁護人に対する訴訟行為又は弁護人のする訴訟行為について他の弁護人を代表する。但し、第二百九十三條第三項に規定する陳述については、この限りでない。」といふのであつた。修正の趣旨は、主任弁護人の選定、権限等に関する具体的規定は裁判所の規則で定めることが望ましいといふのである。

(3) 第三十五條を次のように改める。

裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の數を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるときに限る。

(説明) 原案第三十五條はその第二項において「裁判所は、特別の事情があるときは、弁護人の數を各被告人について三人までに制限することができる。」と規定し、第三項において「被疑者の弁護人の數は、各被疑者について三人を越えることができない。」と規定していた。修正の趣旨は、第三十三條及び第三十四條の修正と同様に、弁護人の數の制限の問題はこれを裁判所の規則に譲つた方が妥当であるといふにある。

(4) 第四十八條第三項を次のように改める。

公判調書は、各公判期日後速やかに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。但し、判決を宣告する公判期日の調書は、この限りでない。

(5) 第五十一條第二項但書中「最終の公判期日後に整理された公判調書」を「判決を宣告する公判期日の調書」に改める。

(説明) 原案第四十八條第三項は、単に「公判調書は、各公判期日後である限り速やかに、これを整理しなければならない。」と規定し、整理すべき時期を指定して居なかつた。のみならず、第五十一條においては、公判調書が最終の公判期日後に整理される場合を予想して規定を設けていた。衆議院では、判決を宣告する期日以外の公判調書は、すべてこれを判決を宣告するまでに整理すべきとの主張がされ、その結果右の修正となつた。

(6) 第八十九條第四号中「疑があるとき。」を「疑りに足りる相当な理由があるとき。」に改める。

(説明) 「疑があるとき。」という表現は、裁判官の主観的判斷に下足りるという解釋を招き出す

い。判断理由は、客観的に合理的なものでなければならぬ。それがその修正の趣旨である。

(7) 第三百四十三條後段中「この場合には、」の下に「あらたに保釈又は拘留の執行停止の決定がないときに限り、」を加えること。

(説明) 原案本條並段によつて保釈又は拘留の執行停止が効力を失つた場合においては、第三百四十四條によつて、第八十九條の規定の適用は排除されるが、第八十八條及び第九十條の規定は、依然として適用がある。即ち、原案第三百四十三條の下においても、あらたに請求により執行的に、又、請求がなくても職権で保釈又は拘留の執行停止の決定をすることができるのである。然しながら、その趣旨が、第三百四十三條及び第三百四十四條の準拠自体では明瞭ではなく、第三百四十三條で保釈又は拘留の執行停止が効力を失つた後は、直ちに第九十八條によつて拘禁され、その後保釈等が不可能であるかの如き懸念を抱く虞を生じないので、法的には本修正がされたのである。

(8) 第二百五十三條第一項に次の但書を加える。

但し、第二審の弁論終結前に取調を請求することができなかつた証拠とその事由が説明されたものについては、刑の確定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の隠蔽を証明するた

め欠くことができない場合には限り、これを取り調べなければならない。

(説明) 原案は控訴審における事実の取調については、すべてを裁判所の職権に委ねていますが、本条議院は、右の如き但書を加えて、このような場合には、控訴審において証拠を取り調べなければならぬものとしたのである。

二、審判院の修正

(1) 第六十條を次のように改める。

裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由がある場合、左の各号の一にあたるときは、これを拘留することができる。

- 一 被告人が定多数の住居を有し得るとき。
- 二 被告人が罪証を隠蔽するを疑うに足る相当な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足る相当な理由があるとき。

拘留の期間は、公訴の提起があつた日から一箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的事由の理由を附して法律で、一箇月ごとこれを更新することができる。但し、第八十九條第一号又は第三号乃至第五号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限るものと

する。

五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り、第一項の規定を適用する。

(説明) 原案第六十條は「裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、これを拘留することができる。但し、五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限る。」としていた。即ち、原案第六十條においては、拘留原因を「被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるとき」とし、拘留期間及び拘留更新に関する規定を設けなかつたのである。参議院では、この点を妥當ならずとし、拘留原因については、原案の外に旧刑事訴訟法第八十七條第一項各号とほぼ同様の規定を設け、拘留期間を定め且その更新については旧法よりも厳格な規定を設けることとしたのである。

(2) 第三百九十三條第一項中「必要があるときは、」の次に「檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は」を加える。

(説明) 前述の如き参議院の修正に対し、衆議院は、當事者にも事實の取調について請求権を認める必要があるものとし、更に修正を加えたのである。

なお、参議院では、右二点の外、数点にわたり修正がされたのであつたが、兩院協議会の成案となるに至らなかつた。

新 刑 事 訴 訟 法

— 提案理由と國會の修正 —

附 確定正次

改正要点

最高裁判所事務局刑事部

昭和二十三年七月

